

# 吸収分割に関する事前開示書類

2025 年 9 月 29 日

東京都品川区西五反田二丁目 20 番 4 号  
パーク二四株式会社  
代表取締役社長 CEO 西川 光一

東京都品川区西五反田二丁目 20 番 4 号  
タイムズ 24 株式会社  
代表取締役社長 西川 光一

パーク二四株式会社（以下「吸収分割会社」といいます。）とタイムズ 24 株式会社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、2025 年 9 月 16 日付吸収分割契約書に基づき、2025 年 11 月 1 日を効力発生日として、吸収分割会社が英国、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、マレーシア及び台湾において行う海外駐車場事業に関して有する権利義務等を吸収分割会社から吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行うことといたしましたので、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条並びに会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める事項を、以下のとおり開示いたします。

## 1. 吸収分割契約の内容

吸収分割契約の内容は、別紙 1 のとおりです。

## 2. 会社法第 758 条第 4 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

吸収分割承継会社は、本件分割に際し、吸収分割会社に対して、株式、金銭その他の財産を交付いたしません。吸収分割承継会社は、吸収分割会社がその発行済株式の全てを所有する吸収分割会社の完全子会社であることから、かかる取扱い相当であるものと判断しております。

## 3. 吸収分割会社に関する事項

### (1) 吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容は、別紙 2 のとおりです。

**(2) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容**

該当事項はありません。

**(3) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容**

吸収分割会社は、成長投資及び財務イベントに必要な資金を調達するため、①株式会社三菱 UFJ 銀行との間で、借入実行日を 2025 年 9 月 30 日、借入期間を 5 年間、借入額を 150 億円とする長期借入契約、②株式会社三井住友銀行との間で、借入実行日を 2025 年 10 月 31 日、借入期間を 4 年間、借入額を 100 億円とする長期借入契約、③株式会社あおぞら銀行との間で、借入実行日を 2025 年 10 月 31 日、借入期間を 4 年間、借入額を 45 億円とする長期借入契約をそれぞれ締結しており、また、④金融機関との間で、借入実行日を 2025 年 10 月 31 日、借入期間を 4 年間、借入額を 55 億円とする長期借入契約を締結する予定で、上記各契約に基づく借入を実行する予定です。

**4. 吸収分割承継会社に関する事項**

**(1) 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容**

吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容は、別紙 3 のとおりです。

**(2) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容**

該当事項はありません。

**(3) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容**

該当事項はありません。

**5. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の**

## **債務の履行の見込みに関する事項**

### **(1) 吸収分割会社の債務の履行の見込み**

本件分割後、吸収分割会社の資産は、負債の額を上回ることが見込まれており、また、本件分割後の収益見込みについても、吸収分割会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されていません。以上より、本件分割後において、吸収分割会社が負担すべき債務につき履行の見込みがあると判断しています。

### **(2) 吸収分割承継会社の債務の履行の見込み**

本件分割後、吸収分割承継会社の資産は、負債の額を上回ることが見込まれており、また、本件分割後の収益見込みについても、吸収分割承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されていません。以上より、本件分割後において、吸収分割承継会社が負担すべき債務につき履行の見込みがあると判断しています。

## 別紙 1 吸収分割契約

### 吸収分割契約書

パーク二四株式会社（以下「吸収分割会社」という。）及びタイムズ２４株式会社（以下「吸収分割承継会社」という。）は、吸収分割会社が英国、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、マレーシア及び台湾において行う海外駐車場事業（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第１条（本件分割）

吸収分割会社は、本契約に定めるところに従い、吸収分割により、吸収分割会社が本件事業に関して有する権利義務を吸収分割承継会社に承継させ、吸収分割承継会社は、これを吸収分割会社から承継する。

#### 第２条（当事者の商号及び住所）

吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は以下のとおりである。

(1) 吸収分割会社

商号：パーク二四株式会社

住所：東京都品川区西五反田二丁目２０番４号

(2) 吸収分割承継会社

商号：タイムズ２４株式会社

住所：東京都品川区西五反田二丁目２０番４号

#### 第３条（承継する権利義務）

1. 吸収分割承継会社が本件分割により吸収分割会社から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細」に定めるところとする。
2. 吸収分割会社から吸収分割承継会社に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法によるものとする。

#### 第４条（本件分割に際して吸収分割承継会社が吸収分割会社に交付する金銭等）

吸収分割承継会社は、吸収分割会社の完全子会社であるため、吸収分割承継会社は、本件分割に際して、吸収分割会社に対し、株式、金銭その他の財産の交付を行わない。

#### 第５条（吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

本件分割により吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額は増加しない。

#### 第６条（効力発生日）

本件分割の効力発生日（以下「本件効力発生日」という。）は、２０２５年１１月１日と

する。ただし、本件分割の手續の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、両当事者協議の上、これを変更することができる。

#### **第7条（競業避止義務の免除）**

吸収分割会社は、本件分割の効力発生後においても、吸収分割承継会社が承継する本件事業に関し競業避止義務を負わない。

#### **第8条（善管注意義務）**

吸収分割会社及び吸収分割承継会社は、本契約締結後、本件効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって、その業務執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼすような行為をなす場合には、あらかじめ両当事者協議の上、これを行うものとする。

#### **第9条（本契約の変更・解除）**

本契約締結後、本件効力発生日までの間において、吸収分割会社又は吸収分割承継会社の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合その他本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合は、両当事者協議の上、本件分割の条件を変更し、又は、本契約を解除して本件分割を中止することができる。

#### **第10条（規定外事項）**

本契約に定める事項のほか、本件分割に必要な事項については、本契約の趣旨に従い、両当事者協議の上、これを決定する。

（以下余白）

本契約の成立を証するため、本書1通を作成し、両当事者記名押印のうえ、吸収分割会社  
社がその原本を、吸収分割承継会社がその原本の写しを保有する。

2025年9月16日

(吸収分割会社)

東京都品川区西五反田二丁目20番4号

パーク二四株式会社

代表取締役社長 CEO 西川 光一

(吸収分割承継会社)

東京都品川区西五反田二丁目20番4号

タイムズ24株式会社

代表取締役社長 西川 光一

別紙

## 承継権利義務明細

本件分割によって、吸収分割承継会社が吸収分割会社より承継する権利義務は、以下のとおりとする。

これらの権利義務のうち、資産及び債務その他の負債については、2025年7月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件効力発生日の直前までの増減を加除したうえで確定する。

### 1. 承継する資産

吸収分割会社が保有する以下の株式。

- ① PARK24 INTERNATIONAL LIMITED の発行済み全株式
- ② PARK24 AUSTRALIA PTY LTD の発行済み全株式
- ③ PARK24 SINGAPORE PTE. LTD. の発行済み全株式
- ④ PARK24 MALAYSIA SDN. BHD. の発行済み全株式
- ⑤ 台湾普客二四股份有限公司の発行済み全株式

### 2. 承継する債務

吸収分割承継会社が吸収分割会社より承継する債務（承継する契約関係を除く。）は存在しない。

### 3. 承継する契約関係（雇用契約を除く。）

本件効力発生日時点において、本件事業に関して吸収分割会社が締結している業務委託契約その他本件事業に関する一切の契約（雇用契約を除く。）にかかる吸収分割会社の契約上の地位及びそれに基づく権利義務。

### 4. 雇用契約

本件効力発生日時点において、本件事業に従事する従業員との間の雇用契約上の地位及びそれに基づく権利義務。

以上

## 第40期 事業報告及び計算書類

自 2023年11月 1 日  
至 2024年10月31日

- ・ 事業報告
- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

パーク 2 4 株式会社

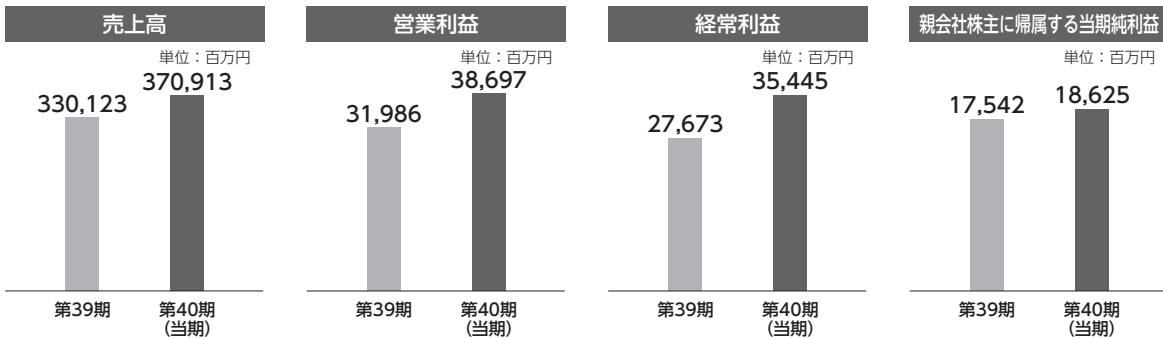
1 当社グループの現況

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度（2023年11月1日～2024年10月31日）において、当社グループは中期事業戦略として掲げる「4つのネットワーク（人・クルマ・街・駐車場）の拡大とシームレス化」のもと、「ネットワーク拡大の加速」と「サービス進化」を重点的に取り組んでまいりました。「ネットワーク拡大の加速」について、駐車場事業では収益基盤となる新規物件の開発を、モビリティ事業では車両・貸出拠点・会員数の拡大を加速させました。「サービス進化」については、お客様に選ばれ続けるためのサービス利便性の追求と、新サービスの創出・提供を可能とする強固な基盤構築をデジタル化の推進によって実現することで、さらなる成長を目指しました。

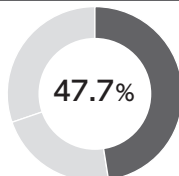
営業概況といたしましては、駐車場事業国内及びモビリティ事業は好調に推移し、駐車場事業海外は一部の地域で駐車場稼働が想定を下回ったものの、他の地域については順調に推移しました。

これらの結果、当連結会計年度の当社グループ業績は、売上高は3,709億13百万円（前期比12.4%増）、営業利益は386億97百万円（同21.0%増）、経常利益は354億45百万円（同28.1%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は186億25百万円（同6.2%増）となりました。なお、親会社株主に帰属する当期純利益は、英国において契約関連無形資産の減損損失19億78百万円を計上した影響のほか、豪州事業の持株会社であるPARK24 AUSTRALIA PTY LTDにおいて、繰延税金資産の一部取り崩しに伴う税金費用として法人税等調整額15億73百万円を計上した影響等を受けました。



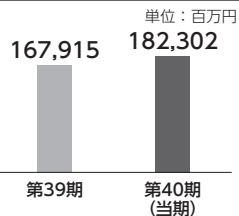
## 駐 車 場 事 業 国 内

売上高構成比

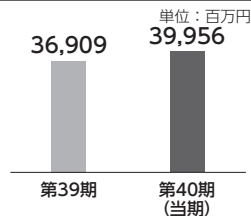


※売上高構成比は外部顧客への売上高を基に算出しております。

売上高



営業利益

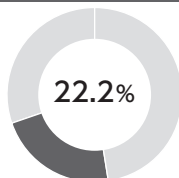


駐車場の稼働は好調に推移しました。厳選開発のノウハウを活かすことで収益性を維持した拡大を行い、当連結会計年度は1,565件を開発しました。また、サービス進化に向けた取り組みとして、自社開発精算機タイムズタワーの設置や車番認証カメラを活用した駐車場の拡大を図ることで、より簡単に出入庫や精算が可能な次世代駐車場サービスの構築を推進しました。

これらの結果、国内におけるタイムズパーキングの運営件数は18,571件（前連結会計年度末比5.3%増）、運営台数は633,208台（同9.9%増）、月極駐車場及び管理受託駐車場等を含めた総運営件数は26,300件（同3.6%増）、総運営台数は813,600台（同6.8%増）となり、当事業の売上高（セグメント間の内部売上高を含む）は1,823億2百万円（前期比8.6%増）、営業利益は399億56百万円（同8.3%増）となりました。

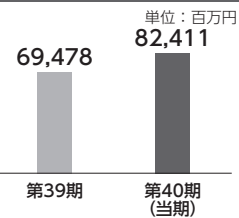
## 駐 車 場 事 業 海 外

売上高構成比



※売上高構成比は外部顧客への売上高を基に算出しております。

売上高



営業損失



## 事業報告

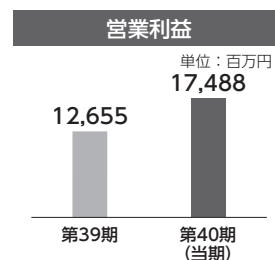
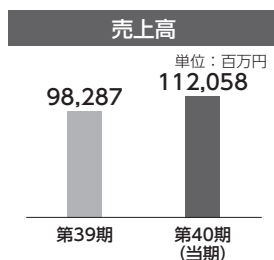
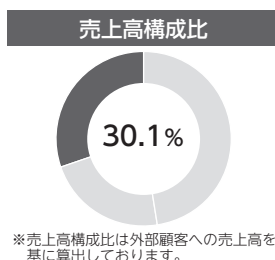
主要な展開地域のうち、英国の駐車場稼働は一部の地域で想定を下回ったものの、他の地域では順調に推移しました。豪州では主に都心部の駐車場稼働が想定を下回った一方で、アジア地域での駐車場稼働は順調に推移しました。

国内の駐車場事業戦略である「小型・分散・ドミナント化」をベースに、各地域の駐車場需要環境に適した短期契約駐車場「各国版タイムズパーキング」の開発を促進することで、大型かつ長期契約駐車場に偏った事業ポートフォリオを最適化し、事業リスク低減に努めました。また、地域特性に応じた施策や駐車場稼働管理システムの活用により既存駐車場の収益改善に取り組んでいるほか、アプリ決済への対応をはじめとしたサービスの進化により、お客様の利便性と満足度向上を図りました。

これらの結果、海外の駐車場の総運営件数は2,806件（前連結会計年度末比8.5%増）、総運営台数は543,793台（同1.0%増）となり、日本を含む全世界における駐車場の総運営件数は29,106件（同4.1%増）、総運営台数は1,357,393台（同4.4%増）となり、当事業の売上高（セグメント間の内部売上高を含む）は824億11百万円（前期比18.6%増）、営業損失は9億67百万円（前期営業損失16億9百万円）となりました。

※当連結会計年度における海外グループ会社の連結対象期間は2023年10月1日～2024年9月30日となります。

### モビリティ事業



継続的なプロモーションの実施等によるタイムズカーの認知度向上と、会員プログラムの改良やアプリケーションにおけるユーザーインターフェースの整備による利便性向上、利用促進に向けたキャンペーン等の実施により、会員数及び利用は順調に増加しました。当連結会計年度に増車した車両台数は9,123台、増加した貸出拠点数は3,944箇所となり、需要や地域特性に合わせた増車及び貸出拠点の開設により、車両1台当たり利用料は車両を増車しながらも伸長しております。また、原油価格の高止まりや物価の高騰などを受け、2024年2月より距離料金及び安心補償サービス加入料金を改定しております。

これらの結果、モビリティ車両台数は69,170台（前連結会計年度末比15.2%増）、貸出拠点数は19,961箇所（同24.6%増）、会員数は3,032,645人（同25.1%増）となり、当事業の売上高（セグメント間の内部売上高を含む）は1,120億58百万円（前期比14.0%増）、営業利益は174億88百万円（同38.2%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

設備投資の総額（リース資産を除く）

|                       |           |
|-----------------------|-----------|
| 駐 車 場 の 設 備 等         | 131億29百万円 |
| 海 外 の 駐 車 場 の 設 備 等   | 39億77百万円  |
| モ ビ リ テ ィ 事 業 用 車 両 等 | 155億31百万円 |
| そ の 他                 | 34億23百万円  |
| 合 計                   | 360億61百万円 |

(3) 資金調達等の状況

当連結会計年度の資金調達に関し特記すべき事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

### (8) 対処すべき課題

当社グループは、グループ理念である「時代に応える、時代を先取る快適さを実現する。」のもと、交通インフラサービス企業としてさらに進化すべく、2035年中長期ビジョン「モビリティサービスプラットフォーマーへの進化」を掲げております。ビジョンの実現に際しては、以下を中長期的な会社の経営戦略に基づく対処すべき課題と認識しております。

#### ① 4つのネットワークの拡大・進化・融合

2035年中長期ビジョン「モビリティサービスプラットフォーマーへの進化」の実現に向けては、「4つのネットワーク（人・クルマ・街・駐車場）の拡大・進化・融合」を推進することが重要であると認識しております。そのため、それぞれのネットワークにおける開発力やサービス提案力等、営業力の強化に加え、他社ブランドの駐車場・モビリティサービスに対して、オンライン管理システムTONICに蓄積されたデータと、運営に必要なネットワークサービスを提供する「タイムズプラットフォームサービス（TPL）」の確立・展開により、「拡大」を推進いたします。

また、「進化」「融合」については、積極的にデジタル投資を行うことで、各種サービスにおける設備の強化やスマートフォンアプリの高度化・連携強化に加え、4つのネットワークを一元的に管理する基盤・体制の構築により、ビジョン実現に向けた取り組みを推進してまいります。

#### ② 安定したサービスの提供

当社グループは、駐車場サービス及びモビリティサービスは社会インフラとしての側面も持ち合わせていると考えていることから、各サービスを安定的に供給することが重要であると認識しております。そのため、各種サービスを一元的に管理できる基盤・体制の構築に加え、品質を維持するための厳格なルールを制定することで事業を推進しております。

さらに、当社グループは、システムを通じてお客様へのサービス提供を行っております。そのため、システムにおいては十分な設備投資並びに人財の育成・採用等を行うことで安定稼働に努めてまいります。

#### ③ 駐車場事業海外における事業ポートフォリオの最適化

当社グループは、2017年にSECURE PARKING PTY LTDとNATIONAL CAR PARKS LIMITEDをグループ化し、現在は、英国、豪州、ニュージーランド、シンガポール、マレーシア、台湾で駐車場事業を展開しております。

長期的に駐車場事業海外が当社グループの成長を牽引するためには、事業基盤の整備と強

化並びに事業ポートフォリオの最適化による収益性の改善と向上が喫緊の課題と認識しております。そのため、駐車場の管理及び運営体制の改善、新たな駐車場の開発等を強力に推進することで課題の解決に注力してまいります。駐車場の新規開発については、国内の駐車場事業戦略である「小型・分散・ドミナント化」をベースに、各地域の駐車場需要環境に適した短期契約駐車場「各国版タイムズパーキング」の開発を促進することで、大型かつ長期契約駐車場に偏った事業ポートフォリオの最適化を図り、事業リスクを低減させるとともに収益性の向上に努めてまいります。

#### ④ 財務の健全性強化

当社グループは、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に財務基盤が毀損しましたが、財務施策とその後の業績回復により、2024年10月期末時点において株主資本比率は30.1%と一定程度回復いたしました。引き続き、財務の健全化を図ることを経営の重要課題と認識しております。

#### ⑤ 環境課題への対応

気候変動への対応がグローバルに求められる経営環境の中、当社グループが運営する駐車場事業及びモビリティ事業は、電気自動車（以下、EV）及びEV充電器の主要な提供元のひとつとして注目を集めています。駐車場事業においては、EVの普及動向に注視しながら、駐車場へのEV充電器の設置を推進し、モビリティ事業におきましても、同様にEVの普及動向に注視しながら、モビリティサービスへの電動車（EV・HV）導入を推進してまいります。

また、当社は、2021年12月に気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の提言に賛同を表明いたしました。今後も国際的なガイドラインや規格に沿って、CO<sub>2</sub>排出量等の環境に関する情報開示の質と量を充実させていくとともに、大きく変化する市場及び社会環境を見定めながら、事業と連動した具体的な取り組みを推進することで、「循環経済型ビジネス」を担う交通インフラサービス企業として、環境負荷低減に貢献してまいります。

#### ⑥ 多様な人財育成と働きがいのある環境の創出

当社グループは、従業員がお客様へ提供するサービス価値の多くを生み出しており、その持続的発展のためには、人財の育成と採用及び働きがいのある環境の創出が不可欠と考えております。商品やサービスが厳しく選別される時代において、従業員は企業の競争優位性を決定づける大切な経営資本であることから、人財ビジョンに「持てる個性を最大限発揮し、期待される役割を十二分に果たすとともに自らの能力を持続的に高める人財」を掲げ、多様性を尊重した人財育成及び採用に努めております。

### ⑦ 健康経営の推進

当社グループは、幅広い年代の従業員が心身ともに健康に活躍できる労働環境を整備するために「健康経営宣言」を表明しております。従業員とその家族の健康保持増進が当社グループにおける経営戦略上の重要課題であると考え、健康経営の視点を取り入れることで、従業員が心身の健康づくりに主体的・積極的に取り組める環境を提供し、パフォーマンスの高い活性化された組織を作っていくことを目指しております。

### ⑧ コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループの持続的成長による企業価値の向上を実現するためには、経営基盤強化としてコーポレート・ガバナンスの強化が重要と考えております。そのため、的確かつ迅速な意思決定及び業務執行体制並びに適正な監督・監視体制の構築を図っております。また、経営の健全性、公正性の観点から、コーポレート・ガバナンスの実効性を一層強化するため、当社グループ全体で、リスク管理、内部統制、コンプライアンスへの取り組みを徹底することで自浄能力の向上に努め、全てのステークホルダーからの信頼の向上につなげてまいります。

(9) 財産および損益の状況

| 区 分                                                                   | 第37期<br>2020.11～2021.10 | 第38期<br>2021.11～2022.10 | 第39期<br>2022.11～2023.10 | 第40期<br>(当連結会計年度)<br>2023.11～2024.10 |
|-----------------------------------------------------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|--------------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)                                                           | 251,102                 | 290,253                 | 330,123                 | 370,913                              |
| 経常利益又は経常損失(△) (百万円)                                                   | △11,619                 | 16,970                  | 27,673                  | 35,445                               |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 又 は<br>親会社株主に帰属する<br>当 期 純 損 失 ( △ )<br>(百万円) | △11,658                 | 2,476                   | 17,542                  | 18,625                               |
| 1 株当たり当期純利益又は<br>1 株当たり当期純損失 (△)                                      | △75円45銭                 | 15円22銭                  | 102円87銭                 | 109円20銭                              |
| 総 資 産 (百万円)                                                           | 319,628                 | 307,626                 | 308,157                 | 295,701                              |
| 純 資 産 (百万円)                                                           | 16,432                  | 40,042                  | 58,416                  | 78,144                               |
| 1 株 当 た り 純 資 産 額                                                     | 105円93銭                 | 234円46銭                 | 342円28銭                 | 457円79銭                              |

注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第38期の期首から適用しており、第38期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                      | 資 本 金   | 出 資 比 率  | 主要な事業内容             |
|----------------------------|---------|----------|---------------------|
| タ イ ム ズ 2 4 株 式 会 社        | 100百万円  | 100.0%   | 駐車場運営               |
| タイムズモビリティ株式会社              | 100百万円  | 100.0%   | カーシェアリング運営・レンタカー運営  |
| タイムズサービス株式会社               | 50百万円   | 100.0%   | 駐車場・車両の管理           |
| タイムズコミュニケーション株式会社          | 67百万円   | 100.0%   | コンタクトセンター、ロードサービス   |
| パーク24ビジネスサポート株式会社          | 10百万円   | 100.0%   | グループバックオフィス業務       |
| SECURE PARKING PTY LTD     | 4豪ドル    | (100.0%) | 駐車場運営 (豪州・ニュージーランド) |
| NATIONAL CAR PARKS LIMITED | 692千ポンド | (51.0%)  | 駐車場運営 (英国)          |

注) 1. ( ) 内の数字は、間接所有による出資比率であります。

2. 上記の他、82社の連結子会社があります。

3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

### (11) 主要な事業内容（2024年10月31日現在）

#### ● 駐車場事業国内

遊休地や施設付帯駐車場等を賃借するサブリース契約と、駐車場所有者等から管理の委託を受ける管理受託契約および駐車場の自社保有により、時間貸および月極駐車場サービスを提供しております。また、予約型駐車場の運営や駐車場に付帯した施設の管理運営も行っております。

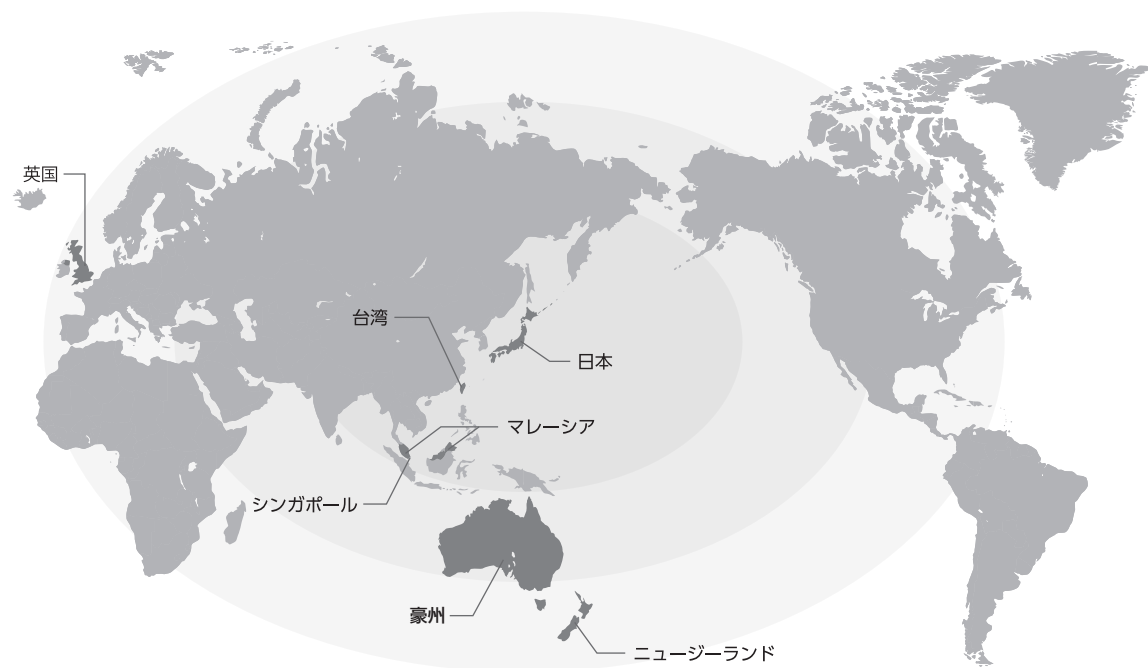
#### ● 駐車場事業海外

英国、豪州、ニュージーランド、シンガポール、マレーシア、台湾において、サブリース契約ならびに管理受託契約により時間貸および月極駐車場サービスを提供しております。国内の駐車場事業戦略である「小型・分散・ドミナント化」をベースに各地域の駐車場需要環境に適した短期契約かつ少額投資型の駐車場の開発を促進しております。

#### ● モビリティ事業

全国の有人店舗および無人ステーションで、利用したい時間・期間だけクルマを借りることができるモビリティサービス「タイムズカー」（カーシェアとレンタカーの融合サービス）を提供しております。また、クルマの事故・故障に対応するロードサービスも提供しております。

#### <パーク24グループの展開エリア>



(12) 主要な事業所（2024年10月31日現在）

| 会 社 名                      | 事業所  | 所 在 地                                                         |
|----------------------------|------|---------------------------------------------------------------|
| パ ー ク 2 4 株 式 会 社          | 本 社  | 東京都品川区西五反田二丁目20番4号                                            |
| タ イ ム ズ 2 4 株 式 会 社        | 本 社  | 東京都品川区西五反田二丁目20番4号                                            |
| タイムズモビリティ株式会社              | 本 社  | 東京都品川区西五反田二丁目20番4号                                            |
| タイムズサービス株式会社               | 本 社  | 東京都品川区西五反田二丁目20番4号                                            |
| タイムズコミュニケーション株式会社          | 本 社  | 東京都品川区西五反田一丁目18番9号                                            |
| パーク24ビジネスサポート株式会社          | 東京本社 | 東京都品川区西五反田一丁目18番9号                                            |
|                            | 広島本社 | 広島県広島市中区小町3番19号                                               |
| SECURE PARKING PTY LTD     | 本 社  | Level 13, 99 Mount Street, North Sydney, NSW, 2060, Australia |
| NATIONAL CAR PARKS LIMITED | 本 社  | The Bailey, 16 Old Bailey, London EC4M 7EG                    |

(13) 従業員の状況（2024年10月31日現在）

| セグメントの名称 | 従業員数（名） |         |
|----------|---------|---------|
| 駐車場事業国内  | 1,494   | [1,867] |
| 駐車場事業海外  | 1,644   | [881]   |
| モビリティ事業  | 1,521   | [1,245] |
| 全社（共通）   | 843     | [162]   |
| 合計       | 5,502   | [4,155] |

注） 1. 従業員数は、就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、臨時雇用者数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属している者であります。

(14) 主要な借入先および借入額（2024年10月31日現在）

| 借 入 先                       | 借 入 残 高 |
|-----------------------------|---------|
|                             | 百万円     |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行（注1・2）   | 20,878  |
| 株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行（注2） | 13,000  |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行（注1・2） | 12,863  |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行（注2）       | 10,999  |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行（注2）       | 4,999   |

注） 1. 借入金残高には借入先の海外現地法人からの借入を含みます。  
2. 借入金残高にはシンジケートローン契約による借入金を含みます。

(15) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式の状況

- (1) 発行可能株式総数283,680,000株
- (2) 発行済株式の総数171,048,369株
- (3) 株主数43,339名
- (4) 大株主

| 株主名                                                                   | 持株数        | 持株比率  |
|-----------------------------------------------------------------------|------------|-------|
|                                                                       | 株          | %     |
| 日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)                                               | 23,232,300 | 13.62 |
| (有) 千 寿                                                               | 21,746,400 | 12.75 |
| (株) 日本カストディ銀行 (信託口)                                                   | 9,468,100  | 5.55  |
| 西 川 光 一                                                               | 8,110,460  | 4.75  |
| 西 川 功                                                                 | 6,194,000  | 3.63  |
| UBS AG LONDON A / C IPB<br>SEGREGATED CLIENT ACCOUNT                  | 4,760,138  | 2.79  |
| 日 本 信 号 (株)                                                           | 3,853,200  | 2.26  |
| BANK PICTET AND CIE(EUROPE) AG,<br>SUCCURSALE DE LUXEMBOURG REF UCITS | 3,317,200  | 1.94  |
| 西 川 恭 子                                                               | 3,200,000  | 1.88  |
| GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL                                           | 2,950,675  | 1.73  |

注) 持株比率は自己株式 (455,109株) を控除し、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

|                               | 株 式 数   | 交付対象者数 |
|-------------------------------|---------|--------|
| 取締役 (監査等委員および社外取締役を除く)        | 38,781株 | 4 名    |
| 社 外 取 締 役 ( 監 査 等 委 員 を 除 く ) | -       | -      |
| 取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )           | -       | -      |

注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告③役員の状況 (2) 取締役の報酬等の額に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2024年1月25日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年2月22日付で自己株式73,464株の処分を行っております。

---

**(7) 会社の新株予約権等に関する事項**

- ① 当事業年度末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

① 2018年10月11日開催の取締役会決議に基づき発行した2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

|                              |                                  |
|------------------------------|----------------------------------|
| 新株予約権の数                      | 731個                             |
| 新株予約権の目的となる株式の数              | 行使請求にかかる本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする |
| 新株予約権の目的となる株式の種類             | 普通株式                             |
| 転換価額                         | 3,823.8円                         |
| 新株予約権の発行価額                   | 無償                               |
| 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額       | 10,000,000円                      |
| 新株予約権の行使期間                   | 2018年11月12日から<br>2025年10月15日まで   |
| 新株予約権の条件<br>(払込価額および行使期間を除く) | 本新株予約権の一部行使はできない                 |

② 2019年2月28日開催の取締役会決議に基づき発行した株価コミットメント型有償新株予約権

|                     |                             |
|---------------------|-----------------------------|
| 取締役会決議日             | 2019年2月28日                  |
| 目的となる株式の種類          | 普通株式                        |
| 払込金額                | 有償                          |
| 発行価額                | 新株予約権1個あたり 1,097円           |
| 行使価額                | 株式1株あたり 2,622円              |
| 行使期間                | 2021年4月1日から<br>2027年3月31日まで |
| 行使条件                | 注)                          |
| 新株予約権の数および目的となる株式の数 | 2,940個・294,000株             |

注) 行使条件は以下のとおりです。

- a) 新株予約権者に法令に違反する重大な行為があった場合（新株予約権者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、当社が会社法第423条その他法令の規定により新株予約権者に対して損害賠償請求権を有すると判断される場合を含むがこれに限らない。）、その他本新株予約権の付与の目的上本新株予約権者に本新株予約権を行使させることが相当でない事由として当社取締役会が定める事由に該当することとなった場合は、当該新株予約権者は、その時以後、本新株予約権を行使することができないものとする。
- b) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使期間開始日から満了日までの間において、金融商品取引所における当社普通株式の取引終値が一度でも5,000円を上回った場合、当該日から1年以内に残存するすべての新株予約権を行使しなければならないものとする。ただし、上記a)に該当する場合を除く。

- c) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使期間開始日から満了日までの間において、金融商品取引所における当社普通株式の取引終値が一度でも1,000円を下回った場合、権利行使期間満了日までに残存するすべての新株予約権を行使しなければならないものとする。ただし、上記a)に該当する場合を除く。
- d) 本新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、新株予約権者が権利行使期間開始日の到来時および死亡時において上記a)に該当しない場合であって、かつ、権利行使期間開始日の到来後に死亡した場合には、新株予約権者の相続人は、新株予約権者の死亡後1年を経過する日までの期間（ただし、権利行使期間中であることを要する。）に限り、新株予約権者が死亡した日において行使可能であった本新株予約権を行使することができる（ただし、当該新株予約権者から新株予約権を相続により承継した相続人による当該本新株予約権の行使の機会は、当該相続人全員で1回に限るものとする。）。
- e) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- f) 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

③ 2023年2月8日開催の取締役会決議に基づき発行した2028年満期ユーロ円建轉換社債型  
新株予約権付社債

|                              |                                  |
|------------------------------|----------------------------------|
| 新株予約権の数                      | 3,500個                           |
| 新株予約権の目的となる株式の数              | 行使請求にかかる本社債の額面金額の総額を轉換価額で除した数とする |
| 新株予約権の目的となる株式の種類             | 普通株式                             |
| 轉換価額                         | 2,478円                           |
| 新株予約権の発行価額                   | 無償                               |
| 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額       | 10,000,000円                      |
| 新株予約権の行使期間                   | 2023年3月10日から<br>2028年2月10日まで     |
| 新株予約権の条件<br>(払込価額および行使期間を除く) | 本新株予約権の一部行使はできない                 |

3 役員の状況

(1) 取締役の氏名等（2024年10月31日現在）

| 地 位     | 氏 名     | 担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                     |
|---------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長 | 西 川 光 一 | タイムズ24株式会社 代表取締役社長<br>タイムズモビリティ株式会社 代表取締役会長<br>NATIONAL CAR PARKS LIMITED 取締役<br>有限会社千寿 代表取締役社長                                                   |
| 取 締 役   | 佐々木 賢 一 | 専務執行役員<br>タイムズ24株式会社 取締役<br>タイムズモビリティ株式会社 取締役副社長執行役員<br>パーク24ビジネスサポート株式会社 代表取締役社長<br>SECURE PARKING PTY LTD 取締役<br>NATIONAL CAR PARKS LIMITED 取締役 |
| 取 締 役   | 川 上 紀 文 | 専務執行役員<br>タイムズ24株式会社 取締役専務執行役員<br>タイムズモビリティ株式会社 代表取締役社長<br>SECURE PARKING PTY LTD 取締役<br>NATIONAL CAR PARKS LIMITED 取締役                           |
| 取 締 役   | 實 貴 孝 夫 | 上席執行役員<br>タイムズ24株式会社 取締役執行役員<br>SECURE PARKING PTY LTD 取締役                                                                                        |
| 取 締 役   | 川 崎 計 介 | 上席執行役員<br>タイムズ24株式会社 取締役<br>タイムズサービス株式会社 取締役会長<br>タイムズコミュニケーション株式会社 取締役会長<br>SECURE PARKING PTY LTD 取締役                                           |
| 取 締 役   | 大 浦 善 光 | 株式会社ウィズバリュー 代表取締役<br>株式会社MS-Japan 監査等委員である社外取締役<br>株式会社キャンディル 社外取締役                                                                               |
| 取 締 役   | 黒 木 彰 子 | アイエックス・ナレッジ株式会社 社外取締役<br>学校法人帝京大学経済学部 教授<br>大崎電気工業株式会社 社外取締役<br>勤労者退職金共済機構 資産運用委員会委員長代理（厚生労働省）<br>千代田化工建設株式会社 社外取締役                               |

| 地 位                | 氏 名     | 担当および重要な兼職の状況                                                                                                        |
|--------------------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役<br>(常勤監査等委員) | 山 中 新 吾 | タイムズ24株式会社 監査役<br>タイムズモビリティ株式会社 監査役                                                                                  |
| 取 締 役<br>(監査等委員)   | 丹生谷 美 穂 | 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 シニアパートナー<br>公契約監視委員会（旧 公共調達監視委員会） 委員（江戸川区）<br>民間資金等活用事業推進委員会 専門委員（内閣府）<br>ソニーフィナンシャルグループ株式会社 社外取締役 |
| 取 締 役<br>(監査等委員)   | 長 坂 隆   | 長坂隆公認会計士事務所 代表<br>特種東海製紙株式会社 監査等委員である社外取締役<br>イオンフィナンシャルサービス株式会社 社外取締役                                               |

注） 1． 取締役大浦善光氏、取締役黒木彰子氏、監査等委員である取締役丹生谷美穂氏および監査等委員である取締役長坂隆氏は社外取締役であり、大浦善光氏、黒木彰子氏、丹生谷美穂氏および長坂隆氏は東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

2． 常勤の監査等委員である取締役山中新吾氏は、コンプライアンス部門に長年勤務した経験を有しており、リスク管理・内部監査・コンプライアンスに関する相当程度の知見を有しております。

3． 監査等委員である取締役長坂隆氏は、公認会計士として長年にわたり培ってきた会計に関する専門的な知識と豊富な経験を有しております。

## (2) 取締役の報酬等の額

### 1. 取締役の個人別の報酬等の決定方針に関する事項

#### ① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

##### (イ) 取締役の個人別の報酬等の決定方針の決定方法

当社は、取締役会の諮問に基づき指名報酬・ガバナンス委員会が答申を行い、取締役会にて取締役の個人別の報酬の内容にかかる決定方針を定めています。

##### (ロ) 取締役の個人別の報酬等の決定方針の概要

#### 1) 取締役の報酬の内容の決定にかかる基本方針

決定方針は、以下のa～dの基本方針に基づき策定しております。

- a 持続的な業績の向上及び企業価値の増大への動機付けとなること
- b 優秀な経営人材（人財）の確保に資するものであること
- c 株主の皆様との利害意識の共有（株主重視の経営意識を高める）ができる内容であること
- d 会社業績との連動性が高く、透明性・客観性が高いものであること

#### 2) 取締役の報酬等の概要

当社の役員報酬制度は、上記の基本方針に基づき、役位、役割、業績への貢献度等に応じて、（i）基本報酬、（ii）短期インセンティブ（STI）、（iii）長期インセンティブ（LTI）の総報酬額の基準額を定めております。社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬については、業務執行に対する独立性を担保するため基本報酬のみで構成されております。なお、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

##### (i) 基本報酬

取締役が担当する職務、役割、責任及び事業の利益規模等の要素を考慮し定めた報酬テーブルに基づき決定される報酬体系を基本報酬として導入しております。

##### (ii) 短期インセンティブ（STI）

短期インセンティブ（STI）は、役位に応じて設定された基準額に評価指標（連結営業利益及び連結当期純利益）達成率に応じた支給倍率を乗じて算出しております。当該指標を選択した理由については、連結営業利益につきましては、為替・金利等の影響を受けない本業での利益として、本業での貢献を評価するためであり、連結当期純利益につきましては、株主利益に直結する最終利益とし

て、株主利益への貢献を評価するためであります。また、取締役の役割に応じて、定量的な評価指標（連結営業利益及び連結当期純利益）に加えて、定性的な指標を用いて評価しております。

なお、連結営業利益及び連結当期純利益については以下のとおりです。

| 連結営業利益 |                 | 前連結会計年度   | 当連結会計年度   |
|--------|-----------------|-----------|-----------|
|        | 連結営業利益          | 31,986百万円 | 38,697百万円 |
|        | 前連結会計年度比        | 154.7%    | 121.0%    |
|        | 事業計画（連結営業利益）    | 27,000百万円 | 35,000百万円 |
|        | 事業計画（連結営業利益）達成率 | 118.5%    | 110.6%    |

| 連結当期純利益 |                  | 前連結会計年度   | 当連結会計年度   |
|---------|------------------|-----------|-----------|
|         | 連結当期純利益          | 17,542百万円 | 18,625百万円 |
|         | 前連結会計年度比         | 708.2%    | 106.2%    |
|         | 事業計画（連結当期純利益）    | 13,000百万円 | 20,000百万円 |
|         | 事業計画（連結当期純利益）達成率 | 134.9%    | 93.1%     |

（iii）長期インセンティブ（LTI）

長期インセンティブ（LTI）は、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。譲渡制限期間につきましては、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した直後の時点までの間と定めております。また、評価指標につきましては、中長期的な企業価値向上への取り組みに対する報酬という性格上、各役員に長期的視点を持たせるために、連結営業利益及び連結当期純利益といった全社利益への貢献に加え、資本効率（ROIC）、ESG指標、定性評価を評価指標に含めております。なお、ESGに関する評価指標は、環境、社会、ガバナンスの視点を踏まえ4つの指標で構成しており、環境についてはサステナビリティの中長期目標の達成度、社会については従業員のエンゲージメント指数、ガバナンスについては外部評価機関におけるESG関連評価指数の平均を用いております。

(ハ) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

各取締役に対する個別の報酬の額の決定については、取締役会の決議により代表取締役社長である西川光一に一任しております。当該権限を一任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の果たした役割、貢献度等を判断するのは、代表取締役社長が最も適しているからであります。当該決定につきましては、代表取締役社長に委任した権限が適切に行使されるよう、取締役会は代表取締役社長及び社外取締役で構成される指名報酬・ガバナンス委員会に対し個人別の報酬に関する原案の決定方針への適合性等を諮問し、答申を受けることとしております。

(二) 当事業年度に係る個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名報酬・ガバナンス委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

| 役員区分                       | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額（百万円） |                        |                        | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|----------------------------|-----------------|-----------------|------------------------|------------------------|-----------------------|
|                            |                 | 基本報酬            | 業績連動報酬                 |                        |                       |
|                            |                 |                 | 短期インセン<br>ティブ<br>(STI) | 長期インセン<br>ティブ<br>(LTI) |                       |
| 取締役（監査等委員を除く）<br>（うち社外取締役） | 354<br>(23)     | 184<br>(23)     | 116                    | 54                     | 8<br>(2)              |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役）    | 49<br>(24)      | 49<br>(24)      |                        |                        | 4<br>(2)              |

注） 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額につきましては、2016年1月27日における定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。決議時員数5名）の報酬額を年額5億円以内とすることについて決議いただいております。

また、上記の報酬枠とは別枠にて、業績連動報酬として、2024年1月25日における定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。決議時員数5名）の譲渡制限付株式報酬の額として年額2億円以内、株式数の上限を年200,000株以内とすることについて決議いただいております。

2. 監査等委員である取締役の金銭報酬の額につきましては、2024年1月25日における定時株主総会において、監査等委員である取締役（決議時員数3名）の報酬額を年額1億円以内とすることについて決議いただいております。
3. 短期インセンティブ（STI）の金額は、当事業年度の役員賞与引当金の繰入額であり、長期インセンティブ（LTI）の金額は費用計上額であります。
4. 2023年度の業績連動報酬の金額につきましては、105百万円支給いたしました。
5. 長期インセンティブ（LTI）は非金銭報酬であります。当該内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、（2）取締役の報酬等の額1. 取締役の個人別の報酬等の決定方針に関する事項のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、②株式の状況（5）当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況に記載しております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先と当社との関係

取締役大浦善光氏は、株式会社ウィズバリュー代表取締役、株式会社MS-Japan監査等委員である社外取締役および株式会社キャンディル社外取締役を兼務しております。なお、当社は、各兼職先との間に特別な利害関係はございません。

取締役黒木彰子氏は、アイエックス・ナレッジ株式会社社外取締役、学校法人帝京大学経済学部教授、大崎電気工業株式会社社外取締役、勤労者退職金共済機構資産運用委員会委員長代理（厚生労働省）および千代田化工建設株式会社社外取締役を兼務しております。なお、当社は、各兼職先との間に特別な利害関係はございません。

監査等委員である取締役丹生谷美穂氏は、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業シニアパートナー、公契約監視委員会（旧 公共調達監視委員会）委員（江戸川区）、民間資金等活用事業推進委員会専門委員（内閣府）およびソニーフィナンシャルグループ株式会社社外取締役を兼務しております。なお、当社は、各兼職先との間に特別な利害関係はございません。

監査等委員である取締役長坂隆氏は、長坂隆公認会計士事務所代表、特種東海製紙株式会社監査等委員である社外取締役およびイオンフィナンシャルサービス株式会社社外取締役を兼務しております。なお、当社は、各兼職先との間に特別な利害関係はございません。

#### ② 主要取引先等特定関係事業者等との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況  
(取締役会および監査等委員会への出席状況)

|                  | 取締役会（14回開催）注）1 |      | 監査等委員会（15回開催） |      |
|------------------|----------------|------|---------------|------|
|                  | 出席回数           | 出席率  | 出席回数          | 出席率  |
| 取締役 大浦善光         | 14回            | 100% | 一回            | —%   |
| 取締役 黒木彰子         | 注）2 10回        | 100% | 一回            | —%   |
| 取締役（監査等委員） 丹生谷美穂 | 14回            | 100% | 15回           | 100% |
| 取締役（監査等委員） 長坂 隆  | 14回            | 100% | 15回           | 100% |

注） 1． 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第372条第1項の規定に基づく書面報告を2回実施しております。

注） 2． 黒木彰子氏は2024年1月25日付で当社の取締役に就任いたしましたため、出席対象となる取締役会の回数は10回となります。

(取締役会および監査等委員会における発言状況ならびに社外取締役が期待される役割に関して行った職務の概要)

取締役大浦善光氏は、上場企業において執行役として経営の経験を有するとともに、他社の社外取締役も務めておられ、その知識と経験に基づいた観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行うことで、経営の意思決定およびその監督をする役割を果たしております。

取締役黒木彰子氏は、外資系コンサルティング会社や大手IT企業等での実務経験に基づく会計・ファイナンスと、人事領域に関する深い見識を有しており、他社の社外取締役も務めておられ、その知識と経験に基づいた観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行うことで、経営の意思決定およびその監督をする役割を果たしております。

監査等委員である取締役丹生谷美穂氏は、弁護士法人をはじめとした企業法務に従事してきており、その知識と経験に基づいた観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行うことで、経営の意思決定およびその監督をする役割を果たしております。

監査等委員である取締役長坂隆氏は、公認会計士として長年にわたり培ってきた会計に関する専門的な知識と豊富な経験に加え、監査法人において監査部長や常務理事を務められた実績を有しており、他社の社外取締役も務めておられ、その知識と経験に基づいた観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行うことで、経営の意思決定およびその監督をする役割を果たしております。

### (4) 常勤の監査等委員の選定の有無およびその理由

当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびにコンプライアンス統括機能を担う部署と監査等委員との連携を円滑にするため、山中新吾氏を常勤の監査等委員として選定しております。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役大浦善光氏、取締役黒木彰子氏、監査等委員である取締役山中新吾氏、監査等委員である取締役丹生谷美穂氏および監査等委員である取締役長坂隆氏の各氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

### (6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

#### ① 被保険者の範囲

当社および当社の子会社の取締役、監査役、執行役員および重要な使用人。ただし、当社の海外子会社にあつては、当社ならびに当社の国内子会社から出向しているものおよび役員と兼務しているものに限ります。

#### ② 保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金や争訟費用の損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。なお、保険料は全額当社が負担しています。

## 4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称  
EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                |           |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る報酬等の額                  | 64百万円     |
| 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 1 億 2 百万円 |

注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度にかかる報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。  
2. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。  
3. 上記以外に、当社において前事業年度に係る追加報酬の額が 3 百万円あります。

### (3) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた監査計画、監査内容等の概要について必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 非監査業務の内容  
該当事項はありません。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会の委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性および独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 5 会社の体制および方針

2024年11月1日現在

### 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

1. 当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という）および使用人の職務の執行が、法令および定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 取締役会は、当社および会社法第2条第3号に定義される子会社により構成される企業集団（以下「グループ」という）のグループ行動規範を策定し、取締役および監査役ならびに従業員（以下「役職員」という）の職務の執行が、法令および定款に適合することを確保するためのコンプライアンスに関する規範体系を明確にし、取締役はこれを自らの管掌する役職員に教育、徹底し、グループ内のコンプライアンス体制の確立を図る。
  - (2) 取締役会は、複数の社外取締役を選任し、取締役の業務の執行に関する監督機能の維持・強化を図る。また、当社取締役会の諮問機関として、社外取締役が委員長を務め、委員の過半数を社外取締役で構成する指名報酬・ガバナンス委員会を設置し、取締役の指名および取締役の処遇の公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図る。
  - (3) 取締役会は、関係会社管理規則を制定し、経営管理、事業管理に関して子会社を支援、監督し、グループ全体につき適正な業務体制を構築する。
  - (4) コンプライアンス統括機能を担う部署を設置し、重要な意思決定を行う事項については同部署で事前に適法性を検証するとともに、役職員に対する教育および指導を行い、コンプライアンス体制が適正に運営されているかを検証するために、内部監査規則にもとづき、グループの全部門を対象とする内部監査を実施する。
  - (5) 内部公益通報者保護規則を制定し、社内窓口および第三者を受領者とするグループ内部通報システムを構築する他、海外子会社においては、現地の通報窓口とは別に、当社に直接通報を行えるグローバル通報窓口を設置するなど、グループにおける報告体制を整備する。

- (6) 監査等委員会は、取締役の職務執行が法令および定款に適合しているか、グループにおけるコンプライアンス体制が適正に運営されているかを監視する。

## 2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報を、その保存媒体等に応じて適切に保存および管理することとする。
- (2) 文書の保存期間その他の管理体制については、経営会議において文書管理規定を策定し、同規定の定めによるものとする。

## 3. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、取締役会の下、グループの経営に伴う不確実性および損失の危険（以下「リスク」という）をアセスメント（特定、分析および評価）し、それぞれのリスクについて管理責任部署を定め、その管理体制を整備する。
- (2) リスク管理について当社内またはグループで横断的に対応すべき事項については、取締役会の下に当該リスク統括機能を伴う機関を置き、その管理体制を構築する。
- (3) リスクの各管理責任部署は、リスクアセスメントの結果に基づき、リスク対応方法を選択するとともに、必要に応じて当該リスクの対応計画を策定し、リスク対応を実施し、取締役会またはリスク統括機関に報告する。
- (4) 取締役会またはリスク統括機関は、リスクの各管理責任部署が実施したリスク対応をモニタリングし、レビューを実施する。

## 4. 当社の取締役および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の業務執行を合理的かつ円滑に進めるための対策として、必要に応じて執行役員制度を導入し、迅速な意思決定を行える体制を構築する。
- (2) 月に1回以上開催される取締役会に加えて、必要に応じて取締役と執行役員を構成員とする経営会議を組織し、経営に影響を及ぼす重要事項については、そこで審議・決定し、当該決定事項が効率的に業務執行される体制を構築するものとする。
- (3) 取締役会は、組織規定・職務権限規定を策定し、取締役もしくは執行役員に業務執行

を委任し、効率的に業務を執行できる体制を構築する。組織規定・職務権限規定等の諸規程は法令の改廃、職務執行の効率化等の必要性に応じて適宜見直すものとする。

- (4) 取締役会は、各部門間での有効な連携の確保のための体制の整備を行う。
- (5) 必要に応じて主要な子会社に当社の役職員を派遣し、当該子会社の支援、管理および監督を行う。
- (6) グループ横断的にサステナビリティ方針や戦略を策定し、目標とすべき指標等について審議及び設定を行い、取締役会に報告や提言を行う機関として、サステナビリティ委員会を設置するものとする。なお、同委員会配下に、環境や社会課題を検討するために事業ごとの分科会を設置し、関連リスクの管理および委員会が指示した業務を遂行する機関とする。
- (7) グループにおけるシステム全体方針の策定その他、システム投資の手続きを透明かつ効果的に管理し、事業戦略と一致する機動的な投資判断を行い、取締役会等に報告や提言を行う機関として、システム委員会を設置するものとする。

### 5. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

関係会社管理規則において、子会社の経営上の重要事項について、当社の事前承認を必要とするとともに、営業成績、財務状況、その他の重要な情報について、当社への報告を義務づける。

### 6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する体制

代表取締役は、監査等委員会が実施する監査を補助するため、監査等委員会からの請求がある場合には、適切な従業員を監査補助者として選任する。

7. 前号の取締役および使用人の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性および当社の監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人が選任された場合、当該使用人が監査等委員会の職務を補助するに際しては取締役（監査等委員である取締役を除く）の指揮命令系統には属さず、独立して監査等委員会の職務の補助にあたるものとし、監査等委員会の指揮命令に従わなかった場合には社内処分の対象となるものとする。

8. 当社の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 監査等委員は、取締役会のほか経営会議に出席し、報告および審議に参加することができる。
- (2) 取締役および各部署の責任者は、以下の事項を監査等委員会に対して速やかに報告する。
  - ①グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実
  - ②グループにおける内部監査の結果
  - ③企業倫理に関する苦情相談窓口に対する通報の状況
  - ④法令等により報告が要求される事項
  - ⑤上記のほか監査等委員会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項
- (3) グループの役職員は、当社監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- (4) 内部公益通報者保護規則において、コンプライアンス統括責任者は、重大事案について監査等委員会に遅滞なく報告しなければならないと定め、実施する。  
また、通報内容により関係する子会社の監査役への報告も行うものとする。

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、グループの監査等委員会または監査役へ報告を行ったグループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨をグループの役職員に周知徹底する。

### 10. 当社の監査等委員の職務について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

### 11. その他、当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会は、必要に応じて内部監査部、リスク管理の各責任者および取締役に対して、監査の実効性を確保するために必要な調査・報告等を要請することができる。
- (2) 監査等委員は、経営会議のほかグループの重要な会議に出席することができる。
- (3) 内部監査部門の責任者の任免（社内異動を含む）に関しては、あらかじめ監査等委員会の同意を要するものとする。

### 12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

#### (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社およびグループは、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。また、これらの活動を助長するような行為は一切行わない。

#### (2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

##### ①対応統括部署および不当要求防止責任者の設置状況

当社は、経営管理本部を反社会的勢力対応の統括部署とし、同本部に不当要求防止責任者を配置するとともに、子会社を含めたグループ全体の反社会的勢力との取引防止に関する企画・管理等を行っている。

##### ②外部の専門機関との連携状況

当社は、警察署との連絡を密にし、また特殊暴力防止対策連合会・防犯協会等に入会し、情報収集に努めるとともに、特殊暴力の追放、被害防止活動に積極的に参加・連携している。

③反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社は、経営管理本部にグループ全体の反社会的勢力に関する情報を集約し、一元的な管理を行っている。

④対応マニュアルの整備状況

当社は、グループ共通の行動規範において反社会的勢力との関係遮断を定め、さらに業務の必要に応じて具体的な内容をマニュアル等に定めている。

⑤研修活動の実施状況

当社は、反社会的勢力に対する対応についてコンプライアンス上の重要項目と位置づけ、定期的に研修活動を実施している。

なお、グループの内、海外子会社につきましては、所在国の法令規則ならびに商慣習等の遵守を優先し、可能な範囲において本方針に準じた体制をとることとしています。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### 職務執行の適正性および効率性の向上

当社は、当事業年度において定例を含め14回の取締役会を開催し、経営方針および経営戦略にかかる重要事項の決定ならびに各取締役の業務執行状況の監督を行いました。また、取締役会の監督機能および経営体制の一層の強化を図るため、監査等委員会設置会社制度を採用しております。あわせて、取締役の指名や報酬に関する事項を協議するため、当社取締役会の諮問機関として指名報酬・ガバナンス委員会を12回開催しました。

### 当社ならびに子会社における業務の適正性の確保

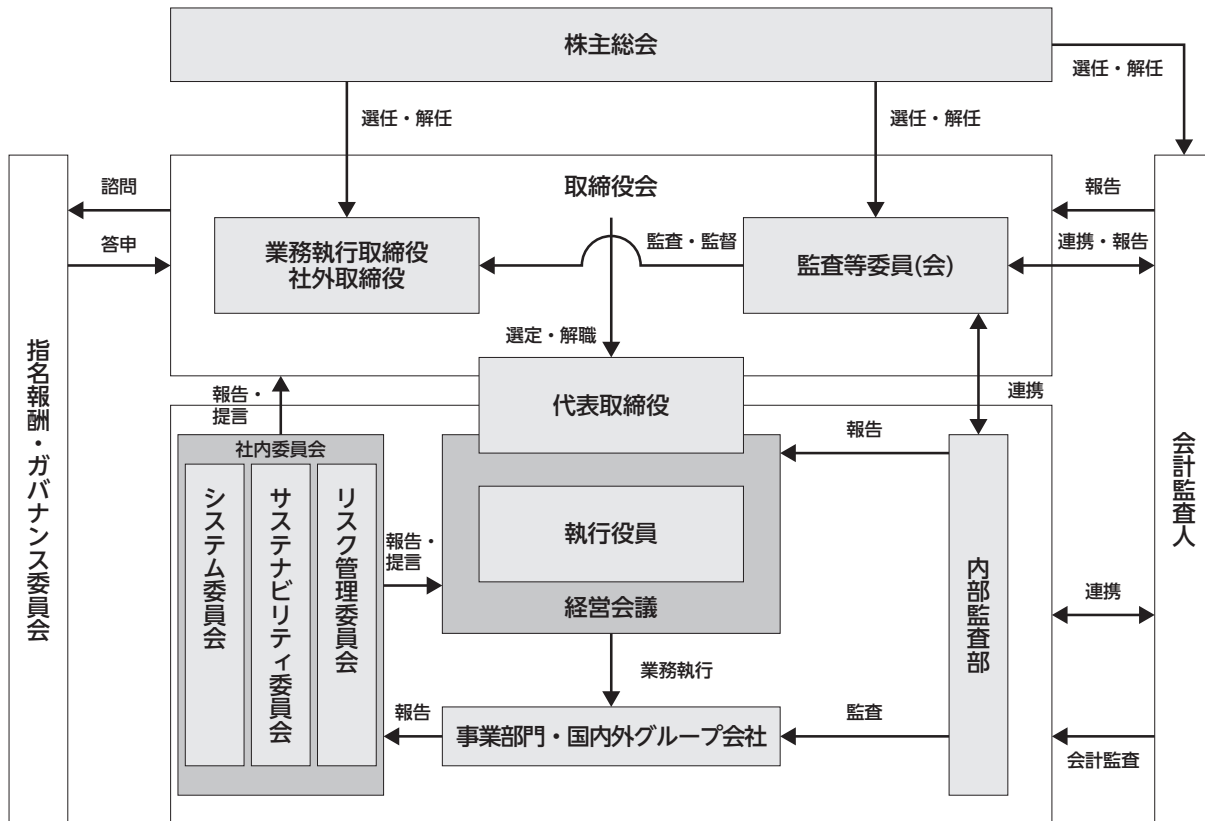
当社の取締役および執行役員がグループ各社の役員に就任し、グループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを監督しております。また、内部監査規則に基づき、当社ならびにグループ会社の内部監査を実施しており、これを確保する体制を整備しております。

### 監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることの確保

監査等委員会を15回開催し、監査等委員である取締役は、監査に関する重要な報告を受け、協議、決議を行っております。また、取締役会やグループ会社の重要な会議へ出席し、代表取締役、会計監査人ならびにコンプライアンス統括機能を担う部署との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。

## 業務の適正を確保するための体制

2024年11月1日現在



貸借対照表 (2024年10月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目                | 金額      |
|-------------------|---------|
| 資産の部              |         |
| 流動資産              | 84,516  |
| 現金及び預金            | 13,286  |
| 商 品               | 761     |
| 貯 蔵 品             | 935     |
| 関係会社短期貸付金         | 54,100  |
| 未 収 入 金           | 12,959  |
| そ の 他             | 2,479   |
| 貸 倒 引 当 金         | △6      |
| 固定資産              | 122,349 |
| 有形固定資産            | 52,146  |
| 建 物               | 20,679  |
| 構 築 物             | 176     |
| 機 械 及 び 装 置       | 167     |
| 車 両 運 搬 具         | 6       |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品 | 3,676   |
| 土 地               | 24,154  |
| 建 設 仮 勘 定         | 3,287   |
| 無形固定資産            | 7,435   |
| ソ フ ト ウ エ ア       | 5,973   |
| そ の 他             | 1,462   |
| 投資その他の資産          | 62,767  |
| 関係会社株式            | 57,565  |
| 敷 金 及 び 保 証 金     | 2,363   |
| 繰 延 税 金 資 産       | 1,368   |
| そ の 他             | 1,469   |
| 繰 延 資 産           | 51      |
| 株 式 交 付 費         | 51      |
| 資 産 合 計           | 206,917 |

| 科目               | 金額      |
|------------------|---------|
| 負債の部             |         |
| 流動負債             | 24,352  |
| 短期借入金            | 600     |
| 1年内償還予定の新株予約権付社債 | 7,310   |
| 1年内返済予定の長期借入金    | 50      |
| 未 払 費 用          | 5,572   |
| 未 払 法 人 税 等      | 826     |
| 預 り 金            | 7,092   |
| 与 引 当 金          | 700     |
| そ の 他            | 2,201   |
| 固定負債             | 106,059 |
| 新株予約権付社債         | 35,000  |
| 長期借入金            | 67,774  |
| 資産除去債務           | 2,940   |
| そ の 他            | 344     |
| 負債合計             | 130,412 |
| 純資産の部            |         |
| 株主資本             | 77,332  |
| 資 本 金            | 32,739  |
| 資 本 剰 余 金        | 34,491  |
| 資 本 準 備 金        | 34,491  |
| 利 益 剰 余 金        | 11,183  |
| 利 益 準 備 金        | 82      |
| そ の 他 利 益 剰 余 金  | 11,100  |
| 別 途 積 立 金        | 19,592  |
| 繰 越 利 益 剰 余 金    | △8,491  |
| 自 己 株 式          | △1,081  |
| 評価・換算差額等         | △877    |
| その他有価証券評価差額金     | 137     |
| 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益    | 20      |
| 土 地 再 評 価 差 額 金  | △1,035  |
| 新株予約権            | 49      |
| 純 資 産 合 計        | 76,504  |
| 負債及び純資産合計        | 206,917 |

注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

■損益計算書（2023年11月1日から2024年10月31日まで）

(単位：百万円)

| 科 目               | 金 額   |        |
|-------------------|-------|--------|
| 売 上 高             |       | 58,687 |
| 売 上 原 価           |       | 9,046  |
| 売 上 総 利 益         |       | 49,641 |
| 販売費及び一般管理費        |       | 18,193 |
| 営 業 利 益           |       | 31,448 |
| 営 業 外 収 益         |       |        |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金 | 344   |        |
| 為 替 差 益           | 401   |        |
| そ の 他             | 121   | 866    |
| 営 業 外 費 用         |       |        |
| 支 払 利 息           | 2,149 |        |
| そ の 他             | 126   | 2,275  |
| 経 常 利 益           |       | 30,039 |
| 特 別 利 益           |       |        |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益 | 1     |        |
| そ の 他             | 0     | 1      |
| 特 別 損 失           |       |        |
| 固 定 資 産 除 却 損     | 16    | 16     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益   |       | 30,023 |
| 法人税、住民税及び事業税      | 795   |        |
| 法 人 税 等 調 整 額     | 320   | 1,115  |
| 当 期 純 利 益         |       | 28,907 |

注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

■株主資本等変動計算書（2023年11月1日から2024年10月31日まで）

(単位：百万円)

|                     | 株主資本   |        |          |         |       |          |         |         |        |        |
|---------------------|--------|--------|----------|---------|-------|----------|---------|---------|--------|--------|
|                     | 資本金    | 資本剰余金  |          |         | 利益準備金 | 利益剰余金    |         |         | 自己株式   | 株主資本合計 |
|                     |        | 資本準備金  | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |       | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 |         |        |        |
|                     |        |        |          |         |       | 別途積立金    | 繰越利益剰余金 |         |        |        |
| 当期首残高               | 32,739 | 34,491 | －        | 34,491  | 82    | 19,592   | △37,361 | △17,686 | △1,255 | 48,288 |
| 当 期 変 動 額           |        |        |          |         |       |          |         |         |        |        |
| 当 期 純 利 益           |        |        |          |         |       |          | 28,907  | 28,907  |        | 28,907 |
| 自己株式の取得             |        |        |          |         |       |          |         |         | △0     | △0     |
| 自己株式の処分             |        |        | △38      | △38     |       |          |         |         | 174    | 136    |
| 自己株式処分差損の振替         |        |        | 38       | 38      |       |          | △38     | △38     |        | －      |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |        |        |          |         |       |          |         |         |        |        |
| 当期変動額合計             | －      | －      | －        | －       | －     | －        | 28,869  | 28,869  | 174    | 29,044 |
| 当期末残高               | 32,739 | 34,491 | －        | 34,491  | 82    | 19,592   | △8,491  | 11,183  | △1,081 | 77,332 |

|                     | 評価・換算差額等     |         |          |            | 新株予約権 | 純資産合計  |
|---------------------|--------------|---------|----------|------------|-------|--------|
|                     | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 土地再評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |       |        |
| 当期首残高               | 118          | 23      | △1,035   | △893       | 51    | 47,446 |
| 当期変動額               |              |         |          |            |       |        |
| 当期純利益               |              |         |          |            |       | 28,907 |
| 自己株式の取得             |              |         |          |            |       | △0     |
| 自己株式の処分             |              |         |          |            |       | 136    |
| 自己株式処分差損の振替         |              |         |          |            |       | －      |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 19           | △3      | －        | 15         | △1    | 14     |
| 当期変動額合計             | 19           | △3      | －        | 15         | △1    | 29,058 |
| 当期末残高               | 137          | 20      | △1,035   | △877       | 49    | 76,504 |

注）記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

###### ① 子会社株式及びその他の関係会社有価証券

移動平均法による原価法

###### ② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

##### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

###### ① 商品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

###### ② 貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び賃貸用車輛並びに2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### (3) 長期前払費用

定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主として子会社からの受取配当金の他、子会社との契約に基づく業務委託料、ポイントプログラム運営料、レンタル収入及び不動産賃貸料であり、いずれも当社の子会社を主たる顧客としております。

業務委託料については、子会社に対する経営の管理・指導及び子会社が運営する事業に付帯する業務を行うことを履行義務としており、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、契約期間にわたって期間均等額で収益を認識しております。

ポイントプログラム運営料は、子会社が会員顧客に付与したポイントの利用時及び失効時に履行義務が充足されると判断し、子会社との契約における単価に基づき収益を認識しております。

レンタル収入及び不動産賃貸料は、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）に基づき、契約における月当たりの賃貸料をその対応する期間で収益を認識しております。

#### 5. 繰延資産の処理方法

株式交付費

3年間で均等償却しております。

#### 6. 重要なヘッジ会計の方法

##### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。

##### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ、通貨スワップ

ヘッジ対象：借入金、借入金の金利

##### (3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスク及び為替変動リスクを回避する目的で金利通貨スワップ取引を行っております。また、金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

##### (4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動を把握しその対応関係を確認することにより、有効性の評価を行っております。なお、特例処理の適用が可能なものについては、有効性の評価を省略しております。

## (表示方法の変更に関する注記)

### (貸借対照表)

前事業年度において独立掲記しておりました「流動資産」の「売掛金」699百万円及び「前払費用」882百万円は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において独立掲記しておりました「流動負債」の「未払金」6,300百万円及び「契約負債」717百万円は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において「流動負債」の「その他」に含めて表示しておりました「預り金」67百万円は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

## (会計上の見積りに関する注記)

関係会社株式 (PARK24 INTERNATIONAL LIMITED 及び PARK24 AUSTRALIA PTY LTD) の評価

### 1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

|                                  |           |
|----------------------------------|-----------|
| (1) PARK24 INTERNATIONAL LIMITED | 22,446百万円 |
| (2) PARK24 AUSTRALIA PTY LTD     | 15,938百万円 |

### 2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は、取得価額をもって貸借対照表価額としておりますが、超過収益力を反映した実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が裏付けられる場合を除き、相当の減額処理をすることとしております。

超過収益力を反映した実質価額の算定には、連結計算書類における「(会計上の見積りに関する注記)のれん及び契約関連無形資産の評価」に記載されている見積りが含まれているため、将来の不確実な経済条件の変動などによってこれらの見積りが影響を受けた場合には、関係会社株式の金額に重要な影響を受ける可能性があります。

## (貸借対照表に関する注記)

### 1. 偶発債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対し、債務保証を行っております。

|                          |          |
|--------------------------|----------|
| PARK24 AUSTRALIA PTY LTD | 2,420百万円 |
| SECURE PARKING PTY LTD   | 2,222百万円 |
| タイムズ 2 4 株式会社            | 320百万円   |

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額 18,626百万円

### 3. 関係会社に対する金銭債権債務 (区分表示したものを除く)

|        |          |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 5,368百万円 |
| 短期金銭債務 | 1,071百万円 |

4. 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日改正）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を定めるために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

|                       |             |
|-----------------------|-------------|
| 再評価を行った年月日            | 2000年10月31日 |
| 再評価を行った土地の事業年度末における時価 | 567百万円      |
| と再評価後の帳簿価額との差額        |             |

**（損益計算書に関する注記）**

関係会社との取引高の総額

|            |           |
|------------|-----------|
| 営業取引高      |           |
| 営業収入       | 57,162百万円 |
| 営業費用       | 2,230百万円  |
| 営業取引以外の取引高 | 348百万円    |

**（株主資本等変動計算書に関する注記）**

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当期首株式数   | 当期増加株式数 | 当期減少株式数 | 当期末株式数   |
|-------|----------|---------|---------|----------|
| 普通株式  | 528,494株 | 79株     | 73,464株 | 455,109株 |

（注） 1. 当期増加株式数は、単元未満株式の買取りによるものであります。  
2. 当期減少株式数は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

**(税効果会計に関する注記)**

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|          |           |
|----------|-----------|
| 関係会社株式   | 29,921百万円 |
| 資産除去債務   | 900百万円    |
| 土地再評価差額金 | 316百万円    |
| 賞与引当金    | 214百万円    |
| その他      | 340百万円    |
| 小計       | 31,694百万円 |
| 評価性引当額   | 29,523百万円 |
| 合計       | 2,170百万円  |

繰延税金負債

|                 |        |
|-----------------|--------|
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 772百万円 |
| その他             | 29百万円  |
| 合計              | 801百万円 |

繰延税金資産の純額 1,368百万円

当社は、当事業年度より単体納税制度からグループ通算制度へ移行しております。また、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従っております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

| 会社等の名称                         | 議決権等の<br>所有割合 | 関連当事者<br>との関係                                     | 取引の内容  | 取引金額<br>(百万円) | 科目            | 期末残高<br>(百万円) |
|--------------------------------|---------------|---------------------------------------------------|--------|---------------|---------------|---------------|
| タイムズ24<br>株式会社                 | 100.0%        | 駐車場業務システム管理委託等<br>管理部門に関する業務委託<br>駐車場の賃貸<br>役員の兼任 | 資金の貸付  | 6,000         | 関係会社<br>短期貸付金 | 6,000         |
|                                |               |                                                   | 配当金の受取 | 22,600        | —             | —             |
|                                |               |                                                   | 業務の受託  | 17,351        | 未収入金          | 1,677         |
|                                |               |                                                   | 債務保証   | 320           | —             | —             |
| タイムズ<br>モビリティ<br>株式会社          | 100.0%        | タイムズカー業務システム管理委託等<br>管理部門に関する業務委託<br>役員の兼任        | 資金の貸付  | 2,500         | 関係会社<br>短期貸付金 | 46,800        |
|                                |               |                                                   | 業務の受託  | 6,494         | 未収入金          | 694           |
| PARK24<br>AUSTRALIA<br>PTY LTD | 100.0%        | 豪州における駐車場運営管理<br>役員の兼任                            | 増資の引受  | 13,464        | —             | —             |
|                                |               |                                                   | 貸付金の回収 | 8,896         | —             | —             |
|                                |               |                                                   | 債務保証   | 2,420         | —             | —             |
| SECURE<br>PARKING<br>PTY LTD   | 100.0%        | 豪州における駐車場運営管理<br>役員の兼任                            | 債務保証   | 2,222         | —             | —             |

- (注) 1. 業務の受託料は、市場価格を勘案して一般の取引と同様に決定しております。  
2. 資金の貸付は、市場金利を勘案して一般の取引と同様に決定しております。  
3. 資金の貸付及び貸付金の回収は純額で表示しております。  
4. PARK24 AUSTRALIA PTY LTDに対する増資の引受は、同社が行った増資を全額引き受けると同時に、当社の出資により払い込まれた金銭によって、同社に対する貸付金を全額回収しております。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記） 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

**(1 株当たり情報に関する注記)**

|                |         |
|----------------|---------|
| 1. 1 株当たり純資産額  | 448円17銭 |
| 2. 1 株当たり当期純利益 | 169円48銭 |

**(重要な後発事象に関する注記)**

該当事項はありません。

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 第40期 事業報告に係る附属明細書

自 2023年11月 1 日

至 2024年10月31日

パーク 2 4 株式会社

1. 他の法人等の業務執行取締役等との重要な兼職の状況

事業報告「3. 役員の状況 (1)取締役の氏名等 (2024年10月31日現在)」に記載のとおりであります。

2. その他事業報告の内容を補足する重要な事項

該当事項はありません。

## 第40期 計算書類附属明細書

自 2023年11月 1 日  
至 2024年10月31日

パーク 2 4 株式会社

## 1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：百万円)

| 区分             | 資産の種類         | 期首<br>帳簿価額 | 当期<br>増加額 | 当期<br>減少額 | 当期<br>償却額 | 期末<br>帳簿価額 | 減価償却<br>累計額 | 期末<br>取得原価 |
|----------------|---------------|------------|-----------|-----------|-----------|------------|-------------|------------|
| 有形<br>固定<br>資産 | 建物            | 18,992     | 2,548     | —         | 861       | 20,679     | 9,340       | 30,020     |
|                | 構築物           | 206        | —         | 0         | 30        | 176        | 348         | 524        |
|                | 機械及び装置        | 211        | —         | —         | 43        | 167        | 835         | 1,002      |
|                | 車両運搬具         | 8          | 1         | —         | 3         | 6          | 11          | 17         |
|                | 工具、器具<br>及び備品 | 2,237      | 2,537     | 4         | 1,094     | 3,676      | 8,090       | 11,766     |
|                | 土地            | 24,154     | —         | —         | —         | 24,154     | —           | 24,154     |
|                | 建設仮勘定         | 1,562      | 7,177     | 5,452     | —         | 3,287      | —           | 3,287      |
|                | 計             | 47,374     | 12,263    | 5,457     | 2,033     | 52,146     | 18,626      | 70,773     |
| 無形<br>固定<br>資産 | ソフトウェア        | 4,293      | 3,512     | 1         | 1,830     | 5,973      |             |            |
|                | その他           | 1,246      | 4,239     | 4,023     | 0         | 1,462      |             |            |
|                | 計             | 5,539      | 7,751     | 4,025     | 1,830     | 7,435      |             |            |

(注1) 建物の「当期増加額」の主なものは次の通りであります。

当社所有建物改修工事 1,938百万円

(注2) 工具、器具及び備品の「当期増加額」の主なものは次の通りであります。

駐車場機器 1,711百万円

(注3) ソフトウェアの「当期増加額」の主なものは次の通りであります。

駐車場機器開発関係 2,009百万円

(注4) 建設仮勘定及び無形固定資産・その他の増加額の多くは本勘定に振替しているため、記載を省略しております。

## 2. 引当金の明細

(単位：百万円)

| 区分    | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 |
|-------|------|-------|-------|------|
| 貸倒引当金 | 7    | 6     | 7     | 6    |
| 賞与引当金 | 710  | 700   | 710   | 700  |

### 3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：百万円)

| 科目         | 金額     | 摘要 |
|------------|--------|----|
| 役員報酬       | 233    |    |
| 役員賞与       | 4      |    |
| 役員賞与引当金繰入額 | 116    |    |
| 給料手当       | 3,734  |    |
| 雑給         | 519    |    |
| 法定福利費      | 792    |    |
| 賞与引当金繰入額   | 700    |    |
| 賞与         | 464    |    |
| 株式報酬費用     | 65     |    |
| 退職給付費用     | 225    |    |
| 福利厚生費      | 139    |    |
| 地代家賃       | 606    |    |
| 通信費        | 549    |    |
| 減価償却費      | 2,635  |    |
| 修繕費        | 998    |    |
| 支払手数料      | 4,312  |    |
| 広告宣伝費      | 678    |    |
| 求人費        | 198    |    |
| 貸倒引当金繰入額   | 0      |    |
| 貸倒損失       | 1      |    |
| その他        | 1,216  |    |
| 合計         | 18,193 |    |

## 独立監査人の監査報告書

2024年 12月 16日

パーク二四株式会社  
(定款上の商号 パーク 2 4 株式会社)  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 安 永 千 尋  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 佐 藤 賢 治  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、パーク二四株式会社（定款上の商号 パーク 2 4 株式会社）の2023年11月1日から2024年10月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年11月1日から2024年10月31日までの第40期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果について以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

## (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

## (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

## (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2024年12月16日

パーク24株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 山中新吾 ㊤

監査等委員 丹生谷美穂 ㊤

監査等委員 長坂隆 ㊤

(注1) 監査等委員丹生谷美穂および長坂隆は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

第 14 期 事業報告及び計算書類

2023 年 11 月 1 日から  
2024 年 10 月 31 日まで

事 業 報 告  
貸 借 対 照 表  
損 益 計 算 書  
株主資本等変動計算書  
個 別 注 記 表

タイムズ 24 株式会社

# 事業報告

〔 2023 年 11 月 1 日から  
2024 年 10 月 31 日まで 〕

## 1.会社の状況に関する事項

### (1)事業の経過およびその成果

パーク 24 グループは、中期事業戦略として掲げる「4つのネットワーク（人・クルマ・街・駐車場）の拡大とシームレス化」のもと、2024 年 10 月期は「ネットワーク拡大の加速」と「サービス進化」を重点的に取り組んでまいりました。

この結果、当事業年度の当社売上高は 1,786 億 38 百万円(前年同期比 7.9%増)、営業利益 231 億 35 百万円(前年同期比 13.0%減)、経常利益 234 億 78 百万円(前年同期比 12.3%減)となりました。

### (2)その他株式会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2.会計監査人に関する事項

### (1)名称 EY 新日本有限責任監査法人

## 3.業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

### (1)決議の内容の概要

①当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第 59 条第 1 項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という）および使用人の職務の執行が、法令および定款に適合することを確保するための体制

i 当社および会社法第 2 条第 3 号に定義される子会社（以下「当社子会社」という）は、親会社であるパーク 24 株式会社（以下「パーク 24」という）が策定するパーク 24 および会社法第 2 条第 3 号に定義される子会社により構成される企業集団（以下「パーク 24 グループ」という）のグループ行動規範に従い、取締役および監査役並びに従業員（以下「役職員」という）の職務の執行が、法令および定款に適合することを確保するためのコンプライアンスに関する規範体系を明確にし、取締役はこれを自らの管掌する役職員に教育、徹底し、パーク 24 グループ内のコンプライアンス体制の確立を図る。

ii パーク 24 の取締役会は、関係会社管理規則を制定し、経営管理、事業管理に関して子会社を支援、監督し、パーク 24 グループ全体につき適正な業務体制を構築する。

iii 重要な意思決定を行う事項については、パーク 24 に設置されたパーク 24 グループ全体のコンプライアンス統括機能を担う部署で事前に適法性を検証する。また、同部署はパーク 24 グループの役職員に対する教育および指導を行う。

iv 当社および当社子会社は、パーク 24 が策定する内部公益通報者保護規定の定めに従い、社内窓口および第三者を受領者とする通報システムを構築するなど、パーク 24 グループにおける報告体制を整備する。

v 当社および当社子会社は、パーク 24 の内部監査規則を準用し、監査室を設置し、コンプライアンス体制が適正に運営されているかを検証するために、当社および当社子会社の全部門を対象とする内部監査を実施する。

vi 監査役は、取締役の職務執行が法令および定款に適合しているか、当社および当社子会社におけるコンプライアンス体制が適正に運営されているかを監視する。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

i 取締役の職務執行に係る情報を、その保存媒体等に応じて適切に保存および管理することとする。

ii 文書の保存期間その他の管理体制については、経営会議において文書管理規定を策定し、同規定の定めによるものとする。

③当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

i 当社は、代表取締役の下、当社および当社子会社の経営に伴う不確実性および損失の危険（以下「リスク」という）を識別、分析および評価し、それぞれのリスクについて管理責任部署を定め、その管理体制を整えるものとする。

ii リスク管理についてパーク 24 グループで横断的に対応すべき事項については、パーク 24 グループ各社の取締役等で構成されるリスク管理委員会において、管理等を行う。

iii リスクの各管理責任部署は、それぞれのリスクにつき対策を策定するとともに、対策の実施状況を検証し、代表取締役および監査役に報告する。

④当社の取締役および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

i 取締役の業務執行を合理的かつ円滑に進めるための対策として、執行役員制度を導入し、迅速な意思決定を行える体制を構築する。

ii 月に 1 回以上開催される取締役会に加えて、取締役と執行役員を構成員とする経営会議を組織し、当社および当社子会社の経営に影響を及ぼす重要事項については、そこで審議・決定し、当該決定事項が効率的に業務執行される体制を構築するものとする。

iii パーク 24 の取締役会は、組織・分掌・権限規則を策定し、取締役もしくは執行役員に業務執行を委任し、効率的に業務を執行できる体制を構築する。組織・分掌・権限規則等の諸規程は法令の改廃、職務執行の効率化等の必要性に応じて適宜見直すも

のとする。

iv 取締役会は、各部門間での有効な連携の確保のための体制の整備を行う。

v パーク 24 は、必要に応じて主要な子会社に役職員を派遣し、当該子会社の支援、管理および監督を行う。

⑤当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社子会社の取締役は、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社取締役会において報告する。

⑥当社の監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

代表取締役は、監査役が実施する監査を補助するため、監査役からの請求がある場合には、適切な従業員を監査補助者として選任する。

⑦前号の使用人の当社の取締役からの独立性および当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人が選任された場合、当該使用人が監査役の職務を補助するに際しては取締役の指揮命令系統には属さず、独立して監査役の職務の補助にあたることができるものとし、監査役の指揮命令に従わなかった場合には社内処分の対象となるものとする。

⑧当社の監査役への報告に関する体制

i 監査役は、取締役会のほか経営会議に出席し、報告および審議に参加することができる。

ii 取締役および各部署の責任者は、以下の事項を監査役に対して速やかに報告する。

- ① 当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
- ② 当社における内部監査の結果
- ③ 企業倫理に関する苦情相談窓口に対する通報の状況
- ④ 法令等により報告が要求される事項
- ⑤ 上記のほか監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

iii 当社の役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

iv 内部公益通報者保護規定において、コンプライアンス統括責任者は、重大事案について監査役に遅滞なく報告しなければならないと定め、実施する。

また、通報内容により関係する子会社の監査役への報告も行うものとする。

⑨前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、パーク 24 グループの監査等委員会または監査役へ報告を行ったパーク 24 グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役職員に周知徹底する。

⑩ 当社の監査役の職務について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第 388 条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑪ その他、当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

i 監査役は、必要に応じて内部監査部、リスク管理の各責任者および取締役に対して、監査の実効性を確保するために必要な調査・報告等を要請することができる。

ii 監査役は、経営会議のほか当社の重要な会議に出席することができる。

⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

パーク 24 グループは、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。また、これらの活動を助長するような行為は一切行わない。

## (2)体制の運用状況の概要

①職務執行の適正性および効率化の向上

当社は、当事業年度において定例を含め取締役会を開催し、経営方針および経営戦略にかかる重要事項の決定ならびに各取締役の業務執行状況の監督を行いました。

②当社ならびに子会社における業務の適正性の確保

パーク 24 の取締役および執行役員が当社の取締役に就任し、取締役等の職務執行が効率的に行われていることを監督しています。また、内部監査計画に基づき当社の内部監査を実施しており、これを確保する体制を整備しております。

③監査役の監査が実効的に行われていることの確保

取締役会や重要な会議へ出席し、代表取締役、会計監査人ならびに内部監査部との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。

## 4.親会社等との間の取引に関する事項

当社は親会社等であるパーク 24 株式会社との取引にあたっては市場実勢を勘定して一般の取引と同様に決定するよう留意しています。

当社取締役会は、取引の類型ごとに取引条件を把握した上で、包括的に取引条件の適正性・公正性を判断しており、これらの取引が当社の利益を害するものではないと判断しております。

貸 借 対 照 表  
(2024 年 10 月 31 日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部   |        | 負 債 の 部    |        |
|-----------|--------|------------|--------|
| 科 目       | 金 額    | 科 目        | 金 額    |
| 流動資産      | 33,137 | 流動負債       | 27,519 |
| 現金及び預金    | 16,422 | 電子記録債務     | 119    |
| 売掛金       | 8,395  | 設備関係電子記録債務 | 684    |
| 商品        | 0      | 買掛金        | 61     |
| 貯蔵品       | 297    | 短期借入金      | 6,000  |
| 前払費用      | 6,658  | リース債務      | 2,374  |
| 未収入金      | 1,250  | 未払金        | 6,510  |
| その他       | 144    | 未払費用       | 4,433  |
| 貸倒引当金     | △ 31   | 未払法人税等     | 3,225  |
| 固定資産      | 26,509 | 前受金        | 2,082  |
| 有形固定資産    | 15,029 | 預り金        | 1,239  |
| 建物        | 1,116  | 賞与引当金      | 765    |
| 構築物       | 6,190  | 役員賞与引当金    | 23     |
| 工具、器具及び備品 | 332    | 固定負債       | 13,095 |
| リース資産     | 6,927  | リース債務      | 5,550  |
| 建設仮勘定     | 459    | 長期預り敷金保証金  | 1,815  |
| その他       | 2      | 資産除去債務     | 4,863  |
| 無形固定資産    | 163    | その他        | 867    |
| 借地権       | 11     | 負債合計       | 40,615 |
| ソフトウェア    | 151    | 純 資 産 の 部  |        |
| 投資その他の資産  | 11,316 | 株主資本       | 19,031 |
| 投資有価証券    | 179    | 資本金        | 100    |
| 関係会社株式    | 10     | 資本剰余金      | 2,881  |
| 関係会社出資金   | 1,247  | その他資本剰余金   | 2,881  |
| 長期前払費用    | 6,104  | 利益剰余金      | 16,049 |
| 敷金及び保証金   | 1,220  | 利益準備金      | 600    |
| 繰延税金資産    | 2,124  | その他利益剰余金   | 15,449 |
| 前払年金費用    | 408    | 固定資産圧縮積立金  | 1      |
| その他       | 22     | 繰越利益剰余金    | 15,448 |
| 貸倒引当金     | △ 1    | 純資産合計      | 19,031 |
| 資産合計      | 59,646 | 負債及び純資産合計  | 59,646 |

損 益 計 算 書

(2023 年 11 月 1 日から 2024 年 10 月 31 日まで)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額   |         |
|--------------|-------|---------|
| 売上高          |       | 178,638 |
| 売上原価         |       | 129,427 |
| 売上総利益        |       | 49,210  |
| 販売費及び一般管理費   |       | 26,074  |
| 営業利益         |       | 23,135  |
| 営業外収益        |       |         |
| 未利用チケット収入    | 189   |         |
| TFI配当金       | 217   |         |
| その他          | 177   | 583     |
| 営業外費用        |       |         |
| 支払利息         | 45    |         |
| 駐車場解約費       | 183   |         |
| その他          | 13    | 241     |
| 経常利益         |       | 23,478  |
| 特別損失         |       |         |
| 減損損失         | 27    | 27      |
| 税引前当期純利益     |       | 23,450  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 7,804 |         |
| 法人税等調整額      | 296   | 8,100   |
| 当期純利益        |       | 15,350  |

株主資本等変動計算書  
(2023 年 11 月 1 日から 2024 年 10 月 31 日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株主資本 |              |             |       |               |             |             |            |
|-------------------------|------|--------------|-------------|-------|---------------|-------------|-------------|------------|
|                         | 資本金  | 資本剰余金        |             | 利益剰余金 |               |             |             | 株主資本<br>合計 |
|                         |      | その他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金      |             | 利益剰余金<br>合計 |            |
|                         |      |              |             |       | 固定資産<br>圧縮積立金 | 繰越利益<br>剰余金 |             |            |
| 当期首残高                   | 100  | 2,881        | 2,881       | 600   | 1             | 22,698      | 23,299      | 26,280     |
| 当期変動額                   |      |              |             |       |               |             |             |            |
| 剰余金の配当                  |      |              |             |       |               | △22,600     | △22,600     | △22,600    |
| 当期純利益                   |      |              |             |       |               | 15,350      | 15,350      | 15,350     |
| 固定資産圧縮<br>積立金の取崩        |      |              |             |       | △0            | 0           | －           | －          |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |      |              |             |       |               |             |             |            |
| 当期変動額合計                 | －    | －            | －           | －     | △0            | △7,249      | △7,249      | △7,249     |
| 当期末残高                   | 100  | 2,881        | 2,881       | 600   | 1             | 15,448      | 16,049      | 19,031     |

(単位：百万円)

|                         | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計   |
|-------------------------|------------------|----------------|---------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |         |
| 当期首残高                   | －                | －              | 26,280  |
| 当期変動額                   |                  |                |         |
| 剰余金の配当                  |                  |                | △22,600 |
| 当期純利益                   |                  |                | 15,350  |
| 固定資産圧縮<br>積立金の取崩        |                  |                | －       |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |                  |                |         |
| 当期変動額合計                 | －                | －              | △7,249  |
| 当期末残高                   | －                | －              | 19,031  |

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ①関係会社株式及び関係会社出資金

移動平均法による原価法に基づき算定しております。

##### ②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

##### ①商品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

##### ②貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

##### ①リース資産以外の有形固定資産

主として定額法を採用しております。

##### ②リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法を採用しております。

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

#### (3) 長期前払費用

定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、年金資産見込額が退職給付債務見込額を超過し

ているため、その超過額を投資その他の資産（前払年金費用）に計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生した翌期から費用処理することとしております。また、過去勤務費用は、発生時に一括して費用処理しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

主に時間貸及び月極駐車場サービスに係る収益であり、顧客との利用約款に基づいて駐車場を提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、サービスの提供を完了した時点で充足されると判断し、収益を認識しております。なお、月極駐車場サービスについては、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）に基づき収益を認識しております。

（表示方法の変更に関する注記）

（貸借対照表）

前事業年度において「流動負債」の「支払手形」に含めておりました「電子記録債務」及び「設備投資手形」に含めておりました「設備関係電子記録債務」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

（貸借対照表に関する注記）

|                   |            |
|-------------------|------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 62,688 百万円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権債務 |            |
| 短期金銭債権            | 203 百万円    |
| 短期金銭債務            | 8,476 百万円  |

（損益計算書に関する注記）

|                 |            |
|-----------------|------------|
| 1. 関係会社との取引高の総額 |            |
| 営業取引高           |            |
| 営業収入            | 540 百万円    |
| 営業費用            | 22,392 百万円 |
| 営業取引以外の取引高      | 221 百万円    |

（株主資本等変動計算書に関する注記）

|                    |            |
|--------------------|------------|
| 当事業年度末における発行済株式数   | 200 株      |
| 当事業年度中に行った剰余金の配当   | 22,600 百万円 |
| 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当 | 15,100 百万円 |

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産の発生は、資産除去債務、減価償却超過額によるものであり、繰延税金負債の発生は、資産除去債務に対応する除去費用によるものであります。

当社は、当事業年度より単体納税制度からグループ通算制度へ移行しております。また、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制

度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日)に従っております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、金融商品に対する取組み等についてパーク 2 4 グループの統一方針に従っております。当社グループにおける統一方針は以下記載のとおりであります

(1)金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については一時的な余資を短期の定期性預金等安全性の高い金融資産で運用しております。資金調達については設備投資計画に応じて親会社からの借入で賄う方針であります。また、短期的な運転資金についても親会社からの借入で調達しております。

デリバティブ取引は将来の金利及び為替の変動リスク回避を目的としており、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売掛金等の売上債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については個別に把握及び対応を行っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。上場株式については四半期ごとに時価を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

借入金及びリース債務は、主として設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、金利や為替の変動リスクのほか、調達環境の変化により資金調達コストが増加するリスクに晒されていますが、株主資本比率等の財務の健全性強化、債務償還額の平準化、債務の長期化及び固定金利での調達や金利スワップなどのデリバティブ取引により支払金利の固定化を行うことにより、資金調達に係るリスクを抑制する方針をとっております。

(3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024 年 10 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額について、主なものは次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、電子記録債務、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等、設備関係電子記録債務は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

|       | 貸借対照表<br>計上額 | 時価    | 差額  |
|-------|--------------|-------|-----|
| リース債務 | 7,924        | 7,588 | 335 |

(注)1. 金融商品の時価の算定方法

負 債

リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を調達平均金利率で割り引いて算定する方法によっております。

## 2. 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

| 区分          | 貸借対照表計上額 |
|-------------|----------|
| (1) 関係会社出資金 | 1,247    |
| (2) 関係会社株式  | 10       |
| (3) その他有価証券 | 179      |

(賃貸等不動産に関する注記)

### 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、神奈川県と秋田県の地域において、賃貸用の駐車場施設等を有しております。

### 2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

| 貸借対照表計上額 | 時価    |
|----------|-------|
| 1,095    | 2,001 |

(注)1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

### 1. 親会社及び関連会社等

| 属性  | 会社等の名称         | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合 | 関連当事者との関係                       | 取引の内容  | 取引金額<br>(百万円) | 科目    | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|----------------|---------------------|---------------------------------|--------|---------------|-------|---------------|
| 親会社 | パーク 2 4<br>(株) | 被所有<br>100.0%       | 当社の経営<br>管理及び<br>不動産管理<br>役員の兼任 | 資金の借入  | 6,000         | 短期借入金 | 6,000         |
|     |                |                     |                                 | 業務の委託  | 17,351        | 未払金   | 1,677         |
|     |                |                     |                                 | 配当金の支払 | 22,600        | —     | —             |
| 子会社 | TFI(株)         | 100.0%              | 駐車場付帯<br>管理<br>役員の兼任            | 管理の受託  | 530           | 未収入金  | 174           |
|     |                |                     |                                 | 分配金    | 217           |       |               |

(注) 1. 業務の委託料及び管理料は、市場価格を勘案して一般の取引と同様に決定しております。

2. 資金の借入は、市場金利を勘案して一般の取引と同様に決定しております。

3. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

## 2. 兄弟会社等

| 属性      | 会社等の<br>名称      | 議決権等<br>の所有<br>(被所有) 割合 | 関連当事者<br>との関係                     | 取引の内容 | 取引金額<br>(百万円) | 科目  | 期末残高<br>(百万円) |
|---------|-----------------|-------------------------|-----------------------------------|-------|---------------|-----|---------------|
| 親会社の子会社 | タイムズ<br>サービス(株) | 0.0%                    | 当社駐車場機械保守及び当社駐車場集金業務の委託等<br>役員の兼任 | 業務の委託 | 17,934        | 未払金 | 2,056         |

(注) 1. 業務の委託料は、市場価格を勘案して一般の取引と同様に決定しております。  
2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

### (収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (1 株当たり情報に関する注記)

|                |                   |
|----------------|-------------------|
| 1. 1 株当たり純資産額  | 95,155,354 円 53 銭 |
| 2. 1 株当たり当期純利益 | 76,750,518 円 16 銭 |

### (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 事業報告に係る附属明細書

〔 2023 年 11 月 1 日から  
2024 年 10 月 31 日まで 〕

事業報告の内容を補足する重要な事項はありません。

タイムズ 24 株式会社

## 第 14 期 計算書類附属明細書

自 2023 年 11 月 1 日  
至 2024 年 10 月 31 日

タイムズ 24 株式会社

1. 有形固定資産及び無形固定資産（投資その他の資産に計上された償却費の生ずるものを含む）の明細

（単位：百万円）

| 区分               | 資産の種類                | 期首<br>帳簿価額 | 当期<br>増加額 | 当期<br>減少額     | 当期<br>償却額 | 期末<br>帳簿価額 | 減価償却<br>累計額 | 期末<br>取得原価 |
|------------------|----------------------|------------|-----------|---------------|-----------|------------|-------------|------------|
| 有形<br>固定<br>資産   | 建 物                  | 1,117      | 58        | 0<br>(0)      | 58        | 1,116      | 1,157       | 2,274      |
|                  | 構築物                  | 2,561      | 4,657     | 119<br>(15)   | 909       | 6,190      | 10,587      | 16,777     |
|                  | 工 具 、 器 具<br>及 び 備 品 | 324        | 207       | 4<br>(0)      | 195       | 332        | 2,244       | 2,577      |
|                  | リ ー ス 資 産            | 7,592      | 4,244     | 2,217         | 2,692     | 6,927      | 48,684      | 55,612     |
|                  | 建設仮勘定                | 189        | 459       | 189           | -         | 459        | -           | 459        |
|                  | そ の 他                | 0          | 5         | -             | 3         | 2          | 13          | 16         |
|                  | 計                    | 11,786     | 9,633     | 2,531<br>(15) | 3,858     | 15,029     | 62,688      | 77,718     |
| 無形<br>固定<br>資産   | 借 地 権                | 13         | -         | 2             | -         | 11         |             |            |
|                  | ソフトウェア               | 126        | 83        | 0             | 57        | 151        |             |            |
|                  | そ の 他                | 1          | -         | 1             | -         | -          |             |            |
|                  | 計                    | 141        | 83        | 3             | 57        | 163        |             |            |
| 投資<br>その他<br>の資産 | 長期前払費用               | 4,650      | 3,521     | 84<br>(11)    | 1,982     | 6,104      |             |            |
|                  | 計                    | 4,650      | 3,521     | 84<br>(11)    | 1,982     | 6,104      |             |            |

（注１） 「当期増加額」の主なものは次の通りであります。

|        |                             |          |
|--------|-----------------------------|----------|
| 構築物    | 駐車場設備に係る資産除去債務資産の組替及び駐車場舗装等 | 4,657百万円 |
| リース資産  | 駐車場精算機等                     | 4,244百万円 |
| 長期前払費用 | 駐車場精算機設置工事等                 | 3,521百万円 |

（注２） 「当期減少額」の主なものは次の通りであります。

|       |                      |          |
|-------|----------------------|----------|
| リース資産 | 駐車場設備に係る資産除去債務資産の組替等 | 2,217百万円 |
|-------|----------------------|----------|

（注３） 「当期減少額」欄の（ ）内は内書きで、減損損失の計上額を表示しております。

（注４） 建設仮勘定の増減額の多くは本勘定に振替しているため、記載を省略しております。

2. 引当金の明細

(単位：百万円)

| 区 分       | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 |
|-----------|------|-------|-------|------|
| 貸 倒 引 当 金 | 26   | 31    | 24    | 32   |
| 賞 与 引 当 金 | 884  | 765   | 884   | 765  |
| 役員賞与引当金   | 20   | 23    | 20    | 23   |

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：百万円)

| 科 目                 | 金 額    | 摘 要 |
|---------------------|--------|-----|
| 役 員 報 酬             | 84     |     |
| 役 員 賞 与 引 当 金 繰 入 額 | 23     |     |
| 給 料 手 当             | 4,411  |     |
| 雑 給                 | 134    |     |
| 法 定 福 利 費           | 779    |     |
| 賞 与 引 当 金 繰 入 額     | 765    |     |
| 退 職 給 付 費 用         | 185    |     |
| 地 代 家 賃             | 725    |     |
| 通 信 費               | 40     |     |
| 修 繕 費               | 21     |     |
| 支 払 手 数 料           | 17,236 |     |
| 広 告 宣 伝 費           | 280    |     |
| 求 人 費               | 65     |     |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額     | 22     |     |
| そ の 他               | 1,297  |     |
| 合 計                 | 26,074 |     |

# 独立監査人の監査報告書

2024年12月16日

タイムズ24株式会社

取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 賢 治  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、タイムズ24株式会社の2023年11月1日から2024年10月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査報告書

監査役は、2023年11月1日から2024年10月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査役は、取締役、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等との意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について説明を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主本変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1)事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備等についての取締役会の決議の内容は相当であり、当該体制の運用状況について指摘すべき事項は認められません。

#### (2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年12月19日

タイムズ24株式会社

監査役 山中 新吾 印